

🔄 年度から「後期高齢者支援金」が課税され税率が改正されます

本年度から、国民健康保険に「後期高齢者支援金」が課税されるため、税率などが改正されました。

なお低所得者に対する均等割と平等割の軽減措置について、従来6割、4割軽減を採用していましたが、本年度より、7割、5割、2割軽減を採用します。

▽改正内容

年度	区分	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	限度額
平成19年度	医療分	19,500円	19,000円	7.5%	40.0%	520,000円
	介護分	5,100円	3,300円	1.0%	6.0%	70,000円
	合計	24,600円	22,300円	8.5%	46.0%	590,000円
平成20年度	医療分	15,000円	20,000円	5.6%	40.0%	420,000円
	支援金分	7,000円		1.7%		120,000円
	介護分	5,100円	3,300円	1.0%	6.0%	70,000円
	合計	27,100円	23,300円	8.3%	46.0%	610,000円
増	減	2,500円	1,000円	△0.2%	0.0%	20,000円

(均等割と平等割の軽減について)

▽7割軽減 総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割と平等割の7割分を軽減します。

▽5割軽減 総所得金額が(33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円)以下の世帯については、均等割と平等割の5割分を軽減します。

▽2割軽減 総所得金額が(33万円+被保険者数×35万円)以下の世帯については、均等割と平等割の2割分を軽減します。

🇯🇵 国民健康保険税を年金から特別徴収(天引き)します

▽世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金受給者は、国民健康保険税を年金から特別徴収(天引き)します。

※介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。

※口座振替で今までどおり確実に収納が見込まれる人や75歳到達まで2年未満で滞納のない人などについては、特別徴収を行いません。

🔄 後期高齢者医療制度に伴う激変緩和措置

▽世帯員数が減った場合

低所得で国保税の軽減を受けていた世帯において、国保から後期高齢者医療制度に移って世帯員数が減少しても、今までと同じ軽減が5年間受けられます。

▽国保の単身世帯となるとき

世帯員のうち、国保から後期高齢者医療制度に移り、残った国保の被保険者が1人となった場合、5年間平等割が半額となります。

▽社会保険などの被扶養者から国保に移った場合

前期高齢者(65歳から74歳まで)で、被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった人が、国保に移った場合、2年間、所得割・資産割は課税せず、軽減(7割・5割軽減)該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は平等割も半額となります。

※国保の世帯主変更があった場合には、この緩和措置は適用されなくなります。

※納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください

(手続きは、通帳および登録印を持参の上、各金融機関および市・支所の窓口へお越しください)

■問合先 保険課保険税係 ☎(内線266、368)

国民健康保険税全期・第1期の納期限は、

7月31日(木)です

市役所担当窓口、各支所窓口、取扱金融機関およびゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。